

契約書 特約条項

(成果物の著作権等)

- 1 本業務の実施にあたって作成される成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合、当該著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、受注者に帰属し、受注者は本市及びその指定する者の必要な範囲で本市及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。当該著作物に、受注者が従前より保有する著作権が含まれる場合も、同様とする。
- 2 前号で規定する使用の許諾には、本市内部に限っては、当該著作物を自由に使用・公開・複製・貸与し、必要に応じてこれを改変することをも含むものとする。但し、これによりがたい場合、受注者は理由を附して当該著作物の引渡しまでに許諾できる範囲等を提案し、発注者と受注者とが協議して取扱いを定めるものとする。
- 3 受注者は、前2号の規定により使用を許諾した著作物に関し、著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）を行使しない。ただし、本市の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
- 4 成果物の作成にあたり、第三者の著作物を用いる場合は、受注者の負担で著作権に係る処理を行うものとする。このとき、第三者の著作権及び著作者人格権が及ぶ範囲を本市に対して必ず明示し、第2号の提案を行うものとする。
- 5 成果物の著作権及び著作者人格権に関する第三者との紛争は、受注者の責任と負担において解決するものとする。また、第三者との紛争において、本市が損害賠償等の責任を負った場合には、当該損害賠償等に相当する額を受注者は本市に対して賠償するものとする。